

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年7月16日（令和元年（行個）諮問第54号）

答申日：令和2年2月21日（令和元年度（行個）答申第134号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月14日付け千労発基0314第15号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書1の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書2が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申出があったことから、内容は記載しない。

（1）審査請求書

現在も同法人に勤務しており、法人に関する情報について知らされないことが正当な利益を害するおそれがある。

未払い残業代の調査が適切であったか、改善に向けどのような指導がなされたのか、施設からどのような報告があったのかは、私にとって、健康、生活又は財産を保護するため必要である。現実に健康被害を受け、休業を余儀なくされた。

復帰後、作業軽減も早々に期限を切れ、サービス残業となりうる環境に迫られている。※H31年に入っても、同僚が残業申請できる環境になく、退職の意思を示しているなど。

（2）意見書1

切に知りたいことは、通報した内容に沿って調査し、適正な是正勧告がされていたのかである。当施設では課長職は管理監督者といえず、管

理監督者は施設長のみと判断があった。担当官から就業規則は変えなくてよいと言われたことを、事務長が話していたとの証言を得ている。是正勧告書の黒塗りの部分もなぜ隠すのか、支払い計算書も示されなければ確認しようがない。(審査請求人が知り得る情報であるとは認められないとするのは、間違っている。)

開示したからといって、当施設は、社会福祉法人で透明性が求められるため、非協力的とはならない。自主的改善の低下と記してあるが、私に対して施設長は、労働基準監督署(以下「監督署」という。)から改善の意見があれば応じたと答え、今も残業請求できず、通報は「やらなくてもいいことをやっていた」と、堂々とパワハラ、障害をなじる言葉の暴力(記録あり)、偏見や差別が解消されることはなく、自主的改善の意思は底に落ちており、下がりようがない。調査の結論も、不開示の結論も、障害のある私が納得できるわかり易い説明や文はなく、合理的配慮をお願いしたい。特定監督署の担当官は当時新人であり、タイムカード以外は証拠にならないとの対応時の発言から不安も申し上げていた(記録は残っていますか?)にも関わらず、適切な対応を感じられないのはどうしてなのか。当時特定監督署在籍のAさんから、助けられそうな事項のみを優先したと令和元年特定日に別の監督署に伺った際に話があり、申告内容の中から抜粋されてしまった事に驚いた。事実のみを知る権利はなぜないのか。権利・利益の侵害があり、問題解決に必要な情報開示をどこに求めればいいのか、教えてください。

(添付資料 略)

第3 諮問庁の説明の要旨

理由説明書及び補充理由説明書によれば、諮問庁の説明は、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成31年3月8日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成31年4月15日(同月16日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分における不開示部分のうち下記3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人から特定監

督署に対して行われた，特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり，具体的には，別表の1欄に掲げる文書1から文書5までの各文書である。

イ 文書3は，労働基準監督官（以下「監督官」という。）が事務処理のために作成又は収集した文書であるが，本件審査請求を受け，諮問庁において確認を行ったところ，文書3③は，審査請求人の個人に関する情報ではなく，審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから，審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書1）

労働基準法等関係法令では，労働者は，事業場に同法令の違反がある場合においては，監督官に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合，対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により，労働基準法等関係法令違反の有無を確認し，違反等が認められた場合には，その是正を指導している。申告処理台帳は，かかる申告事案の処理状況及びその経過が記録された文書である。

申告処理台帳には，一般的に，受理年月日，処理着手年月日，完結年月日，完結区分，申告処理台帳番号，受付者，担当者，被申告者の事業の名称，同所在地，同事業の種類，同事業の代表者，申告者の氏名，同住所，同事業場内の地位，申告事項，申告の経緯，申告事項の違反の有無，倒産による賃金未払の場合の認定申請期限，違反条文，移送の場合の受理監督署及び処理監督署，処理経過直接連絡の諾否，付表添付の有無，労働組合の有無，労働者数及び申告の内容等が記載されている。

また，申告処理台帳続紙には，一般的に，処理年月日，処理方法，処理経過，措置，担当者印，副署長・主任（課長）印及び署長判決が記載されている。

○ 文書1①のうち申告処理台帳続紙の処理経過欄には，監督官が面接した人物，当該事案に対する被申告事業場の見解，監督官が行った被申告事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。

文書1①は，監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これらの情報が開示されれば，当該事業場の事情が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，これらの

情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書1①の情報が開示されれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、検査事務という性格を持つ監督官の行う指導監督に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書1①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。監督復命書には、一般的に、監督復命書の標題が付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、事業の名称、事業場の名称、事業場の所在地、代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項等、是正期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1及び2、面接者職氏名、別添等が記載されている。

（ア）文書2①のうち監督復命書の参考事項・意見欄

当該部分には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されている。これらの情報が開示されれば、労働基準監督機関の意思決定の過程等が明らかになるため、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書2①のその余の部分

当該部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されて

いる。これらの情報は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。これらの記載が開示されれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が含まれている。これらが開示されれば、当該事業場を始めとする事業者と監督署との信頼関係が失われ、今後監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3①には、監督官による申告処理の過程において監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されれば、監督指導に必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、事業者の法違反行為を惹起し、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、文書3①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から監督署へ提出された文書（文書4）

（ア）文書4①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されれば、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す

るおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、開示しないことを条件として、監督官に対して任意に提供された事業場の実態に関する情報が含まれている。これらの情報が開示されれば、当該事業場を始めとする事業者と監督署との信頼関係が失われ、今後監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

さらに、文書4①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

以上のことから、これらの情報は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書4②には、特定事業場において意思決定を行うために必要な者の印影及び当該事業場代表者の職名を表示した印影並びに特定事業場の印影が含まれている。これらは、法人に関する情報であり、また、印影は、通常文書の記載内容について、認証的機能を有する性質のものであることから、これを開示することにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条3号及び5号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、文書1②、文書2②、文書3②及び文書4③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書(上記第2の2(1))において、「法人に関する情報について知らされないことが正当な利益を害するおそれがある。未払い残業代の調査が適切であったか、改善に向けてどのような指導がなされたのか。施設からどのような報告があったのかは、私にとって、健康、生活又は財産を保護するため必要である」等と主張しているが、法12条1項に基づく開示請求に対しては、上記(2)で述べたとおり、保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分における不開示部分のうち上記3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月31日 審議
- ④ 同年8月22日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 令和2年2月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月4日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月13日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、是正勧告書（控）の一部である別表の通番4について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。

そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、是正確認のための押印欄及び確認方式から構成され、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載の一部であるが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分には、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている特定事業場の施設長等による来署日の日程調整に関する内容、来署依頼通知を送付した旨、又は、原処分において開示されている申告内容に係る争点についての一般的説明が記載されているにすぎず、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、申告処理台帳の「完結区分」欄の記載及び申告処理台帳続紙の「処理経過」欄に記載されている特定事業場からの聴取内容並びに申告処理に係る監督官の対応方針等であるが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報若しくは諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、又は特定監督署から連絡を受けるなどにより審査請求人にとって既知の情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、監督復命書の「完結区分」欄及び「署長判決」欄の内容並びに「参考事項・意見」欄の記載の一部である。そのうち、

「署長判決」欄の印影は、特定監督署長の印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）別表の5欄の（2）に掲げる部分

当該部分には、特定監督署が特定事業場の法違反に対して求めた是正の期限が記載されているが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

特定事業場の法違反の内容が原処分が開示されていることに鑑みると、当該法違反に対する是正の期限の情報を開示しても、特定事業場における信用を低下させ、取引関係等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、期限までには是正されたことが推認できる部分が原処分において開示されていることに鑑みると、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められず、また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

（ア）別表の5欄の（1）に掲げる部分

当該部分は、特定監督署が被被告人である特定事業場に送付した来署依頼の通知である。そのうち、特定事業場の代表者の職名並びに特定監督署の署長等及び担当官の職氏名及び印影は、法14条2

号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている、特定事業場の施設長等による来署日に関するものであるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、署長判決を変更するための伺い文書である。そのうち、特定監督署の署長等及び担当官の職名、印影及び署名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 別表の5欄の(3)に掲げる部分

当該部分は、是正勧告書(控)の「違反事項」欄及び「受領年月日 受領者職氏名」欄の記載の一部である。そのうち、「受領年月日 受領者職氏名」欄の不開示部分は、是正勧告書の受領者が所属

する特定事業場の名称及び当該受領者の職名であり、当該受領者の署名と一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（エ）別表の5欄の（4）に掲げる部分

当該部分は、「是正期日」欄の不開示部分であり、担当官による訂正印とともに、特定監督署が特定事業場の法違反に対して求めた是正の期限が記載されている。そのうち、特定監督署の担当官の印影は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、特定事業場の法違反の内容及びそれが期限までに是正されたことが推認できる部分が原処分において開示されていることに鑑みると、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番5

（ア）別表の5欄の（1）に掲げる部分

当該部分は、特定事業場から特定監督署へ提出された文書の一部である。そのうち、特定事業場の代表者の職氏名は、法14条2号

本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、下記のとおり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、その全体が被申告人である特定事業場が申告人である審査請求人に対して通知した文書の写しであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）別表の5欄の（2）に掲げる部分

当該部分は、特定事業場から特定監督署へ提出された文書の一部である。そのうち、特定事業場の代表者の職氏名並びに特定監督署の署長及び担当官の職名及び署名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、被申告人である特定事業場の法違反の内容及び特定事業場が申告人である審査請求人に対して支払った給与の明細等であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（ウ）別表の5欄の（3）に掲げる部分

当該部分は、特定事業場の組織体制図であるが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人の勤務先に係るものであり、事業場の規模等に鑑みて審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（エ）別表の5欄の（4）に掲げる部分

当該部分は、特定事業場における審査請求人の過去の辞令書の案であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められな

い。

また、当該資料には手書きで「(案)」との記載はあるものの、当該事業場と審査請求人との間で交わされた既往の雇用契約書とともに提出されており、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている直近の辞令と同様、審査請求人の当該事業場内の職歴を示す資料として提出されたものと認められ、審査請求人が知り得る情報と認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番6

（ア）別表の5欄の（1）に掲げる部分

当該部分は、特定事業場の文書に押印された審査請求人の印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）別表の5欄の（2）に掲げる部分

当該部分は、特定事業場の印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、被申告人である特定事業場と申告人である審査請求人との間で交わされた雇用契約書に押印された印影であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

（2）その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄に記載されている申告処理に係る監督官から特定事業場への説明内容及び特定事業場からの聴取内容等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると

認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2

当該部分は、監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番3

(ア)「受領年月日 受領者職氏名」欄の不開示部分

当該部分は、是正勧告書(控)に記載された受領者の署名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した文書の一部であるが、申告処理に関して監督官が事業主とのやり取り又は調査の結果得た情報、監督官の対応方針等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 通番5

当該部分は、特定事業場から監督署へ提出された文書であり、当該

事業場の内部情報が記載されていると認められ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者が労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 通番6

当該部分は、特定事業場から監督署へ提出された文書に押印された審査請求人以外の個人の印影であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号及び7号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

私が平成30年特定月に特定労働基準監督署に残業代未払いに関する申告相談をした件に係る申告処理台帳及び添付書類のすべて。

改善に向けどのような指導がなされ、施設からどのような改善報告があったのか。

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 頁	4 不 開 示 を 維 持 す る 部 分 等		5 4 欄 の う ち 開 示 す べ き 部 分	
			通 番	原 処 分 に お け る 不 開 示 部 分		法 1 4 条 各 号 該 当 性 等
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし7	1	① 1頁の「完結区分」欄，3頁の「処理経過」欄17行目，29行目，4頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，4行目及び5行目，5頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，4行目及び5行目，13行目，6頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，4行目及び5行目，13行目，7頁の「処理経過」欄1行目ないし5行目，14行目	2号，3号イ及び5号並びに7号イ	(1) 3頁の「処理経過」欄17行目，4頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，5頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，13行目，6頁の「処理経過」欄1行目及び2行目，13行目 (2) 1頁の「完結区分」欄，7頁の「処理経過」欄1行目ないし5行目，14行目
			—	② ①を除く不開示部分	新たに開示	—
2	監督復命書	241，242	2	① 241頁の「完結区分」欄，「署長判決」欄，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目ないし3枠目，242頁の「参考事項・意見」欄1行目23文字目ないし9行目最終文字，15行目	2号，3号イ及び5号並びに7号イ	(1) 241頁の「完結区分」欄，「署長判決」欄，242頁の「参考事項・意見」欄1行目ないし3行目7文字目，15行目 (2) 241頁の「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目ないし3枠目
			—	② ①を除く不開示部分	新たに開示	—
3	担当官が作成した文書	8ないし17，19ないし21，240，243	3	① 8頁，16頁，17頁，240頁，243頁の「違反事項」欄1行目8文字目ないし3行目最終文字，5行目8文字目ないし8行	2号，5号及び7号イ	(1) 8頁 (2) 240頁 (3) 243頁の「違反事項」欄1行目ないし3行目，5行目ないし8行目，

				目最終文字,「是正期日」欄の不開示部分, 「受領年月日 受領者職氏名」欄の不開示部分		「受領年月日 受領者職氏名」欄の不開示部分の1文字目ないし16文字目 (4)243頁の「是正期日」欄の不開示部分
			—	② ①を除く不開示部分	新たに開示	—
			4	③ 243頁の「是正確認」欄	個人情報非該当	
4	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	18, 22ないし103, 184ないし239, 244, 245	5	① 18頁, 22頁ないし51頁, 77頁ないし101頁のうち様式部分及び審査請求人の欄を除く部分, 103頁, 187頁, 188頁, 244頁の本人に関するライン以外	2号, 3号イ及び口, 5号並びに7号イ	(1)18頁 (2)22頁ないし51頁 (3)103頁, 244頁の不開示部分 (4)187頁, 188頁
			6	② 77頁ないし101頁の印影部分, 184頁ないし186頁の印影部分	2号及び5号	(1)77頁ないし98頁の審査請求人の印影部分 (2)184頁ないし186頁の印影部分
			—	③ ①及び②を除く不開示部分	新たに開示	—
5	請求人が提出した資料	104ないし183	—	なし	—	—